**仕様書**

1. **件名**

マイナンバーカードオンライン申請補助端末賃貸借

1. **賃貸借機器等の要件**
2. 賃貸借するマイナンバーカードオンライン申請補助端末は、以下に示す要件を満たすものとし、申請する市民がメールアドレス等を取得することなく申請受付が可能なものに限る。

貸付者は、３年間安定して稼働するマイナンバーカードオンライン申請補助端末（３年間保守を含む）を賃貸借すること。

賃貸借する物件（以下「対象物件」という。）は、下記①（ア）マイナンバーカードオンライン申請補助端末及び（イ）マイキーＩＣ用リーダー（ＮＦＣリーダー）とする。

1. 対象物件の内容・数量
2. マイナンバーカードオンライン申請補助端末　　　　　５台

【製品指定】株式会社ＤＮＰアイディーシステム社製

「マイナ・アシスト２」

1. マイキーＩＣ用リーダー（ＮＦＣリーダー）　　　　　５台

【製品指定】株式会社ＤＮＰアイディーシステム社製

　　　　　　「マイキーＩＣ用リーダー（ＮＦＣリーダー）」

　　　　　　型名：ＩＣＴ－３１９２Ｕ－Ｍ

1. 上記（ア）の３年間機器保守（代替機交換保守） ５台分
2. 上記（ア）のサポートセンター対応 ５台分
3. マイナンバーカードオンライン申請補助端末に関する要件
4. 別添１「マイナンバーカードオンライン申請補助端末機能要件」のとおり
5. 別添２「マイナンバーカードオンライン申請補助端末保守要件」のとおり
6. 賃貸借料には、第５項「納入要件」にかかる費用、及び第６項「保守要件」にかかる費用を含めること。なお、対象物件の設置及び設定については、貸付者が行うこと。
7. **設置場所**

桑名市役所戸籍住民登録課及び桑名市が指定する場所

1. **賃貸借期間**

令和７年１２月１日から令和１０年１１月３０日まで

1. **納入要件**
2. 貸付者は、マイナンバーカードオンライン申請補助端末について、周辺機器の装着、組立作業、各種基本設定を行う他、借受者が実施しなければならない設定を除く全ての設定作業を行うこと。なお、借受者が実施する設定は下記のとおりとする。

≪借受者が実施する設定≫

・ログイン時のアカウント、パスワードの設定

・インターネット回線接続設定

・号機番号・認証コード・自治体コード設定

・利用規約（同意文書）の設定

・借受者のセキュリティポリシーにかかわる各種設定

※上記設定（借受者のセキュリティポリシーを除く）は、容易に行えるよう、貸付者は、マニュアルを同梱し納入すること。

1. マイナンバーカードオンライン申請補助端末の利用にあたり、インターネット回線（Wi-Fi環境）は、借受者が準備する。貸付者は、マイナンバーカードオンライン申請補助端末がWi-Fiが利用できる環境で納入すること。
2. 各種機能に関するソフトウェアは最新版を導入すること。特段の事情により最新バージョンでの構築ができない場合、貸付者は、事前に借受者の担当課と協議のうえ、借受者の承諾を得ること。
3. 借受者が指定する場所に搬入、設置すること。
4. 対象物件の梱包材等で不要となったものは、貸付者が全て引き取ること。
5. **保守要件**

貸付者は、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の保守対応を実施すること。なお、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の保守要件は、別添２「マイナンバーカードオンライン申請補助端末保守要件」を遵守すること。

1. **賃貸借要件**
2. 締結する賃貸借契約は、第４項「賃貸借期間」を前提に、地方自治法第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除する可能性がある。この際、貸付者に損害が発生した場合、借受者と貸付者で別途協議を行うものとする。
3. マイナンバーカードオンライン申請補助端末は、契約満了後に無償譲渡すること。また、無償譲渡のため賃貸借費用に固定資産税は含めないこと。
4. 賃貸借料は、賃貸借期間を３６ヵ月として算定すること。
5. 賃貸借料は、月毎に前月分の賃借料を借受者から貸付者へ支払うものとする。
6. 賃貸借料には、動産総合保険料を含めること。
7. **支払条件**

対象物件を使用した月（以下「当該月」という。）の翌月以降、請求を受理した日から起算して30日以内に、契約代金を支払うものとする。

1. **その他特記事項**

・個人情報の取扱いについては、法令の定めるところにより、個人のプライバシーの保護を図るとともに、借受者の定める個人情報取扱に関する規定を遵守すること。

・借受者以外の関係機関との調整が生じる場合は、原則として、借受者の指定する者を通じて調整を行うものとする。ただし、借受者の指定する者からの要請や特段の事情がある場合は、直接、借受者がその調整を行う。

・取り扱うデータは、借受者に帰属するものとする。

・本仕様書に記載の無い事項が発生した場合は、借受者、貸付者間で協議し、定めるものとする。